

令和2年5月 定例教育委員会

日 時 令和2年5月28日（木）9時30分～

場 所 4階第3委員会室

出席者

（教育委員）

西本教育長 中島教育長職務代理者 合田委員 内海委員 萩原委員

（事務局）

山元教育総務部長兼新しい学校推進室長 陣内学校教育部長 松田学校教育部次長兼学校教育課長 久野総合教育センター長兼総合教育センター課長 松尾総務課長 有富学校保健課長 杉本社会教育課長 山口文化財課長

欠席者

なし

傍聴者 1名

内 容

(1)教育長報告

(2)令和2年3月分議事録の確認

(3)議 題

- ①夏季休業期間の短縮及びそれに伴う「佐世保市立小・中学校及び義務教育学校管理規則」の一部改正について

(4)協議事項

なし

(5)報告事項

- ①財産処分の実績について
- ②令和2年度佐世保市中学校体育大会について
- ③令和2年度佐世保市少年の主張大会の実施方法について
- ④地区公民館のコミュニティセンター化について（経過報告）
- ⑤佐世保市PTA研修会等について
- ⑥福井洞窟ガイダンス施設（仮称）制作請負契約（変更契約）締結の件
- ⑦学校再編協議スケジュール（案）について

(6)その他

- ①②を秘密会とする件
- ②令和2年度補正予算（6号）の件

③次回開催予定について

◆ 教育長報告

- 4月21日 定例教育委員会
- 4月22日 辞令交付式
- 5月7日 前期教育委員会
- 5月11日 中学校校長研修会
- 5月12日 文教厚生委員会協議会
議会運営委員会
- 5月13日 寄付贈呈式
- 5月15日 臨時議会
- 5月18日 寄付贈呈式
- 5月19日 全員協議会
文教厚生委員会協議会
社会教育委員の会議

【西本教育長】

皆さん、おはようございます。5月の定例教育委員会を開きたいと思います。レジュメに従って進めていきます。

5月18日から学校を再開することにいたしました。県内はおおむね11日からという中で、1週間遅れということになりましたけれども、おかげさまで大きな混乱もなく、スムーズに再開ができたなと思っておりますし、今のところ平穩に過ごせているのかなと思っています。

やっぱり学校で子供たちが勉強することが一番大事な事かなということで、オンライン授業とかありましたけれども、やっぱり学校の空気感というのが非常に子どもにとって必要なんじゃないかなと思っております。

まだまだ油断もできませんし、何より経済的にも、民間の方々を含めて非常に厳しい状況の中でございますので、そういったことも含めて、気を引き締めて私どもも教育行政、学習環境整備に努めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

それでは、(2)令和2年3月分の議事録確認でございます。お手元に既にお届けしているかと思いますが、内容についてご質疑等ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

では、そのように取り計らいたいと思います。

早速ですが、(3)の議題に入りたいと思います。夏季休業期間の短縮及びそれに伴う「佐世保市立小・中学校及び義務教育学校管理規則」の一部改正についてということで、当日配付の資料に従って、事務局のほうからご説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

学校教育課長。

【松田学校教育部次長学校教育課長】

本日配付させていただきました当日配付資料、差し替えの1ページ、議題の2をご覧ください。

夏季休業期間の短縮及びそれに伴う「佐世保市立小・中学校及び義務教育学校管理規則」の一部改正に関する提案事項につきまして、ご説明いたします。

まず、提案の理由ですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の臨時休業に伴う児童生徒の学びの機会の減少を補う教育活動を実施するため、夏季休業期間を短縮することとし、本規則を一部改正したいとの考えでございます。

また、それに併せまして、オリンピック開催に伴って変更された7月24日のスポーツの日の設定に伴いまして、前期と後期の間の休日がなくなりました。その区切りを意識させるため、秋季休業期間について新たに定めたいとの提案でございます。

具体的な内容につきまして、提案内容のほうをご覧ください。

新型コロナウイルス感染拡大防止のために、佐世保市においては、通算4月22日から5月17日の期間、臨時休業を行ったことにより、14日間授業が未実施となりました。この学びの機会が減少となったことを補うために、夏季休業日を8月1日から8月23日と短縮することで、13日間の授業日を確保いたしたいと考えております。

また、本年度はオリンピック開催に伴い祝日の変更がございました。10月第2月曜日の体育の日が7月24日のスポーツの日と変更となったことに伴いまして、前期の終了日が10月12日、後期の開始日が10月13日となり、前期と後期の間に休日が存在せず、このことが児童生徒にとって学期の区切りを意識し、前期の課題を踏まえ、後期の新たな学習活動に向けて意欲を高める上で望ましくないのではという考えから、10月の第2土曜日、つまり10月10日から10月の第2月曜日、つまり10月12日までを秋季休業日として設定しようとするものです。

ただいまご説明申し上げた内容がご承認されました場合は、そこがございますように、管理規則の休業日第3条、(2)夏季休業日の期日を変更とする。2ページにあります(3)秋季休業日を新たに起こして、10月の第2土曜日から10月の第2月曜までの3日間を秋季休業日とする。この変更をご審議いただきたいというものでございます。

また、この変更につきましては、今年度のみ措置として考えております。

なお、4ページに新旧対照表を掲載しております。

5ページに補足資料といたしまして、夏季休業短縮に伴う課業期間における留意事項といたしまして三つ、新型コロナウイルス感染防止のための対策は引き続き講じていく、熱中症対策のためエアコンの適切な使用を行います。また、現在給食の提供を行う方向で調整中でございます。調整をまいります。

したがって、このとおりになりますと、この2、7月・8月のスケジュールがご覧のような暦になるということで、参考までに掲載をしております。なお、この後、保健課のほうから、市の中学校体育大会につきましても説明がございましたが、その分も含

めますとご覧のような曆になるということで掲載しております。

ご審議をよろしくお願いいたします。

【西本教育長】

ただいま事務局のほうから夏季休業期間の短縮、それに伴っての管理規則の一部改正について説明がございましたが、委員の皆様からそれぞれご意見を聞かせていただければと思います。

まず、萩原委員さんのほうからよろしゅうございますか。

【萩原委員】

この14日間の授業のできなかつた部分を13日間で補うということで、子どもたちにとっては何よりのことだろうと思います。夏休みが少なくなるということに対して落胆の声が聞こえるだろうなとは思いますが、仕方のないことで、学びの機会をしっかりと取っていただきたいと私は思っております。

それから、暑い時期ですので、ここにもありますが、エアコンは使うけれども、前後の熱中症対策、今年も何か猛暑というような情報がありましたので、くれぐれも子どもたちの健康に気をつけながら授業をしていただけたらと思っております。

市中連のことは後でということですが、同じように熱中症に気を付けて頂きたいと思っております。子どもたちの学びの機会をしっかりと取っていただければありがたいと思っております。

以上です。

【西本教育長】

内海委員さんのほうから。

【内海委員】

先にちょっと質問よろしいですか。休みは分かったんですけど、一日の中の授業の時間帯というのは通常の時間帯ですか。

【西本教育長】

学校教育課長。

【松田学校教育部次長学校教育課長】

給食を提供しますと通常の時間帯になるという予想でございますが、ただ、例えば6時間を5時間に短縮して全ての時間をするとか、日課の工夫については、各学校の実態や校長の判断に余地を残したいと思っております。

【内海委員】

はい、分かりました。

もちろん、私としては、ぜひともできなかつた分を夏休みに、こういう事情ですので、ぜひ授業時間の確保をやっていただきたいなど。

ここで一つちょっと私が気になるのは、学力というのが、通常の今までのパターンと今回の非常に変則的な授業で、効果の測定とかをやりながら、学力がもし著しく落ちた場合、それに対して何か手を考えておられるのかということが、一番心配です。学力が落とさないように、どうやって子どもたちのモチベーションを維持していくのか。先生方の取組とか、いろいろな問題があるかなと思うんです。この時間だけで足りるかなと私は思うんですけど、あまり夏休みを削ったら、またいろいろ問題もあるのかなと思っております。基本的に賛成なんですけれども、その辺の技術の部分、もし何かあればお願いしたいと思います。

【西本教育長】

学校教育課長。

【松田学校教育部次長学校教育課長】

おっしゃるように、その日にちを確保すればいいという単純なものではないという認識を持っております。特に暑い時期ですので、どの程度、集中力が保てるかというところが非常に懸念されるところです。

しかしながら、おっしゃるように夏季休業期間中ですので、日数さえ確保できればいいからといってむやみに長くするのも教育的効果は薄いんじゃないかということで、まずは期間を確保する。その時間、授業の質の高さというのは、今、既に学力向上班は予定どおり学校を回りまして校内研修の指導は続けておりますので、できる限りの質の高さについては求めていきたいと思っております。

また、動画ですとか、学びのサイトに入っただけの家庭学習についても、引き続き充実を図っていきながら、家庭での学びが充実できるような対策は取っていきたいと思っております。

【内海委員】

ありがとうございます。

【西本教育長】

合田委員も何か。

【合田委員】

今話を聞いて安心しました。ちょうど今朝、ニュースで塾の様子が流れていたんですけども、先生も子供たちもマスクにフェースシールドをしていたんですね。私も今90分講義をして、もう息が切れるんですね。もうきついですよ。子供とかは、もっ

と集中力がおそらく途切れる。その塾は15分短縮授業をずっとしているという話がありましたので、質の向上を目指しておられるということで、ほんとうに安心しました。早めに対策を取られていることが、まずありがたいと思います。

萩原委員さんがおっしゃったように、暑い季節ですので、エアコンだけではなくて換気もしながらになります。扇風機がせっかく各教室にありますので、エアコンと扇風機を併用することで、うまく空気の流れをつくりながら空気を冷却する。ここは電気代がもったいないという考えはお捨ていただいて、子供たちと先生方の健康と質の向上のために、ここは投じていただきたいと思います。

また、もう1点心配しておりましたのが給食です。今、お弁当も食中毒がすごく問題になっていますよね。どうするのかなと思っていたので、安心いたしました。一つ懸念するのは、センターのほうはあれだけの設備ですので、調理員さんにとっても負担にはならないかと思うんですが、自校方式と親子方式のところの古い校舎の調理室が。

【松田学校教育課次長学校教育課長】

給食調理室は、非常に暑いと思います。

【合田委員】

暑いですね。くれぐれも調理員さんたちの健康管理というところも、ぜひ学校のほうからご指導いただけたらありがたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

【西本教育長】

中島教育長職務代理者。

【中島教育長職務代理者】

基本的には、こういったような夏季休業期間短縮による授業時数確保のための設定になっていると思います。ただ、言わずもがなですけれども、学校教育課の担当の方がいろいろその辺り、手を講じていただいているので安心はしているんですけども、全国のほとんどの学校が一斉臨時休業をやっていきますので、国または県のほうからの従来の夏季休業期間中の補充授業等についてのガイドライン的なのは当然出てくると思います。ただ、校内あるいは校外においても、実際的には、7月・8月に授業をするというのは、もちろん子供たちにとっても初めての体験だし、教職員にとっても、ベテランといえながらも補充授業は、補充といっても補習ですよ。補習授業は中学校でやったことがあるんですけど、今回のいわゆる全ての学びを保障するための授業を組むということは、おそらくほとんどなかったと思います。

ですから、当然、そのガイドラインを踏まえて、尊重しながらも進んでいかなきゃいけないんですけども、それぞれ佐世保でもいろんな学校、地域ごとの事情もあるだろうし、影響もあるだろうし、子供たちの発達段階というのがありますので、その辺は十分

踏まえて、やっぱり想定外が出てくると思います。

だから、そういった時には、やはりガイドラインに沿いながらも実態を踏まえて子どもたちの安全を第一に考えて臨機応変にやりようを変えていくとか、中断するとか、補充するとか、そういった弾力的な運用は必要なのかなと思いますし、基本的には無理をさせちゃいけないし、負荷をかけ過ぎても、どちらでもいけないと思います。

特に校外ですよ。これも、7月・8月に登校させるというのは通常あまりないので、特に保護者との連携は今まで以上に、例年度以上に取らないといけないだろうし、地域とか関係の団体、いろんな方々に見守り隊とかやっていただいていますので、そういった方々には、またいろんなお願いをして、子供たちの安全確保にご協力いただくことが多々あると思いますので、その辺は綿密にやっていただかなきゃいけないかなと思います。

やっぱり4月から5月に、一時的に学校はスタートが遅れましたので、子どもたちの中にはかなり、今、実際いろんなところで聞きますけど、不安定になったり、体力的に落ち込んでいるという子どももいますので、実際の個々のケアというものをずっと継続的にやっていかないといけないと思うんですよね。

授業も、いろんな方々が言われていますように、単なる補充授業とかいう形では、おそらく子どもたちは持たないと思いますね。物理的に非常に厳しい環境の中で、エアコンは効いているかもしれませんが、なかなかやっぱり体力的、精神的な面で厳しいところがありますので、余裕を持って、ゆとりを持った計画で、いわゆる遊び的なものとか動きを伴うようなトータル的な、もちろんまみれさせることがものすごく大事だと思います。結局、この4月からの休校の間はほとんどできていない。基本的には子どもたちの成長には子どもたちが必要なわけですよ。だから、3密といいながらも、子どもたちはその活動に一番飢えていると思いますので、そこはいろんな配慮をしながら、積極的にやってほしいですね。学校としての、学校である、学校でしか学べないということですので、是非是非そういった取組をやっていただければなと思います。

それぞれ、この後、また冒頭言いましたように、考えられないことが起こる可能性がありますので、その時には臨機応変に実態を踏まえて進めていただければと思います。

すみません、長くなりましたが、以上です。

【西本教育長】

いくつか質問をさせていただきます。

夏休みが実質的に短くなるということで、夏休みのどのあたりの内容に変化があるのでしょうか。

【松田学校教育部次長学校教育課長】

実は作成にかかっておりましたので、中身自体は、来年度以降かなりの大幅な見直しをし、今年度までは例年どおりの中身にはなっているんですが、ただ、中に書いてある、例えば、必ず校則を作りなさいですとか、自由研究ですとか、そのことにつきましては

弾力的に扱うように、配布するときのかがみに、指導事項の中にそういったものを網羅して、無理のないような活用ができるようにしようと思っています。

【西本教育長】

もう一つですけど、体育の授業ですよ。教室は確かにエアコンがついておりますが、体育館、あるいは運動場はもちろんエアコンは入ってないですよ。その辺の特に気をつけるといふか、そもそも熱中症というのは、教室ではなくて教室外のほうが起こりやすいと言われているので、その辺の配慮も少ししていただければ。特に短くなった部分、負担が大きいということもあるので、そこら辺、何かお考えはありますか。

【松田学校教育部次長学校教育課長】

まずもって熱中症対策についての具体的な内容、まずコロナの3密もそうなんですけれども、小まめに水分補給をする、換気をする、休憩を定期的にとるといふような、日常的な熱中症対策については、通知文で指導をしようと思っています。

体育の授業につきましても、それに延長する形で十分配慮するように学校のほうには指導しようと思っています。その辺りも、時間割をそのとおりにしなさいといふような指導はさらさら考えておりませんので、余裕を持った柔軟な時間割の組み方についても、校長会等を通して指導していこうと思っています。

【西本教育長】

私も今、提案されております、この休業の取扱いについては、異論はないところです。それぞれの委員さんからありましたように、コロナ対策を第一義としながらも、熱中症の対策というのも非常に大事でございますし、中島職務代理からも言われたように、臨機応変といふか、その状況をしっかりと的確に捉えながら、各学校の管理者の方、校長先生には判断をしていただいて、子供たちの安全と、それから学力の確保という二つの目標にしっかりと取り組んでいただければと思います。

ほかにご意見ございませんでしょうか。内海委員。

【内海委員】

リクエストです。7月末か8月末に授業をしている見学か視察がもしできれば。ちらっと、どういう状況かというのを見ることができれば。

【西本教育長】

学校教育課長。

【松田学校教育部次長学校教育課長】

ご希望に添えるように段取りをしたいと思っています。私も学校を回りたいなと思っています。

【西本教育長】

ほかに。萩原委員。

【萩原委員】

それと確認ですけれども、9日の県民祈りの日がちょうど日曜日ですが、登校日というのは、もうないということによろしいんですか。

【西本教育長】

学校教育課長。

【松田学校教育部次長学校教育課長】

説明が足りず申し訳ありません。県民祈りの日につきましては、長崎県にとって、とても重要な日でございますので、昨年度のうちから、この日曜日をどう取り扱うかを検討しておりました。県教委からの指導もあり、登校日とさせていただきます。翌日から学校閉庁日が始まりますので、その間、職員の振替は取りたいと思っております。

【西本教育長】

ほかにございませんでしょうか。

それでは、お諮りをいたします。議題になっております、夏季休業期間の短縮及びそれに伴う「佐世保市立小・中学校及び義務教育学校管理規則」の一部改正について、ご承認いただけますでしょうか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

ありがとうございます。では、そのように取り計らいたいと思います。

議題は以上でございます。

次、協議事項は、特に今回はございませんので、報告事項に移りたいと思います。

まず、報告事項の①です。財産処分の実績についてということで、事務局のほうから説明をお願いいたします。

総務課長。

【松尾総務課長】

事前に配付しておりました資料をご覧ください。右上のほうに「事前配付資料2」と書いたものの1ページでございます。

去年の8月定例教育委員会のほうで処分の予定を報告させていただきました。ちょう

ど宮中学校の前の県道が拡幅工事をされているということで、売却してくださいということで県のほうから申出がございまして、売却の手続が終わりましたので、ご報告をさせていただきます。

図面のほうは3ページ、それから4ページをご覧いただきたいんですけども、ちょうど校門の入り口のところで、学校運営上、全く支障はございませんし、校長先生とも協議をした上で、子供たちの通学の安全につながるのなら、ということで売却をしたものでございます。

報告は以上でございます。

【西本教育長】

ただいまの報告について、委員の皆さんからご質疑等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

それでは、②令和2年度佐世保市中学校体育大会についてということで、事務局からご説明をお願いいたします。

学校保健課長。

【有富学校保健課長】

資料につきましては、事前配付資料2の15ページと、それから今日追加でお配りさせていただいております報告事項の追加の分、右肩に「追加」と書いてある資料になります。その2枚、重複する部分もございますので、追加資料のほうでご説明させていただきたいと思っております。

まず題でございますけれども、佐世保市中学校体育大会開催についてということで、1番、期日でございますが、延期前、令和2年6月13日から15日月曜日までの3日間、水泳については6月18日木曜日に開催予定でございましたけれども、延期しまして、令和2年7月22日水曜、これは水泳でございます。それから、25日から29日までの5日間という日程で開催したいと考えております。10月6日の駅伝につきましては従来どおり、予定していた期日での開催というところで進めさせていただきたいと思っております。

なお、感染状況によっては、中止など対応を見直す場合も当然ございます。

会場といたしましては、現在調整中でございます。

主催は佐世保市中学校体育連盟、佐世保市教育委員会、後援が佐世保市体育協会、協力がPTA連合会ということで、陸上競技を含む全16競技を予定しております。

参加予定といたしましては31校の予定でございます。

延期の理由といたしましては、中学校体育大会の目的であります学校体育の充実と中学生の望ましい心身の発達のため、新型コロナウイルス感染拡大防止策を講じた上で本大会を開催する。ただし、臨時休業中の期間中は部活動を休止しております。5月18日から部活動を再開しておりますけれども、一定期間の練習期間が必要であるということから、上記のように延長を行うものでございます。

開催に当たっての留意事項といたしましては、開催期間を従来の6日間から5日間にするということで分散開催とするということ。それから、会場を体育文化館（25日から28日まで）、東部スポーツ体育館（7月25日から29日まで）ということで、空調が整った施設の確保が可能の見込みでございますので、感染拡大を防止しながら、熱中症対策を講じた上で、屋内競技については開催したいと考えております。

それから、総合開会式については、各校の生徒の皆さんがお集まりになりますので、これは中止することといたしまして、また、各競技につきましては、無観客試合とさせていただきますと考えております。

また、貸切りバスでの移動については、従来、定員いっぱいに乗せているところがございますけれども、乗車人員の制限をかけまして、3密を避けるような状態で窓を開放するなどして使いたいと考えております。

それから、競技中の選手、審判以外はマスクを着用して退避するというようなことで行っていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

【西本教育長】

ただいまの説明について、委員の皆さんから何かご指摘等ございますでしょうか。
私から一つ。無観客ということは、応援はなしということですかね。
学校教育課長。

【松田学校教育部次長学校教育課長】

そのとおりでございます。

【西本教育長】

ということは、残りの選手以外の生徒は、学校で授業を受けるということになるんですか。
学校教育課長。

【松田学校教育部次長学校教育課長】

そのとおりでございます。

【西本教育長】

ほかにございませんでしょうか。よろしゅうございますね。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

それでは③です。令和2年度佐世保市少年の主張大会の実施方法についてということで、事務局からご説明をお願いいたします。

社会教育課長。

【杉本社会教育課長】

資料は、事前配付資料の16ページになります。よろしく申し上げます。

例年、佐世保市少年の主張大会は、佐世保市青少年育成連盟と教育委員会の共催で7月に開催されておりました。今年も7月11日にコミュニティセンター5階のホールで開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ホールは使用せずに、原稿審査のみで開催することとしましたので、ご報告いたします。

資料の真ん中ほどです。審査方法ですが、審査委員による原稿審査のみとしまして、論旨・テーマ性・構成等の観点から、11名の入賞者を決定いたします。

参考までに、ほかの自治体の状況ですが、長崎市はもともと市の大会はございません。大村市は例年原稿のみの審査、諫早市は今年度原稿のみというふうに本市と同じ形で実施していきます。

その下、県大会ですが、県大会も8月19日にアルカスの中ホールで開催する予定でしたが、同じくステージでの開催は行わないようにしております。開催形式は未定ですが、同じく原稿のみの審査、または動画を撮影してということで審査をするという方法を今、検討されているところでございます。

実は、今年度、佐世保市が県大会の開催地でございました。開催地になりますと、開催枠が1名ございますので有利だったんですが、今年、そこが残念ながら＝ ＝になっております。ただ、県のほうの事務局と話をしております中では、今年はイレギュラーでこういう形になっておりますので、1年延べまして、来年また同じく佐世保市で開催できるように、今、検討しているところでございます。

めくっていただきまして、17ページ、18ページ、これは実施要項になっております。中身は詳しく説明はしませんが、応募資格は市内の中学生29名ということで、聖和、北中、九文中学校を含みまして29校から1名ずつの選出としております。

以上でございます。

【西本教育長】

ただいまの報告について、委員の皆さんからご質疑等ございませんでしょうか。

【中島教育長職務代理者】

1点要望です。先ほどの体育大会にも関わる事なんですけれども、今、実際にもろもろの大会を、スポーツに関しては先週ぐらいから潮の流れが変わったというか、むしろ大体大会を「やりましょう」と。その前は、「いや、それ今の状況では」というような感じだったんですけれども、それはそれで、もう見直すのは、おっしゃるように、リスクが全くゼロになることはないわけですから、どこかで踏み出さないといけないだろうし、試行錯誤しながら、できる範囲の中でやらせていく、体験させていくということは、それは大人も責任持って当然やっていかないと、やっぱりこの後の指針といいますか、後期のいろんな学校のもろもろの活動にも、どう踏み出すかというのはすごく大きいと思うんですね。

だから、そういった意味での今度の中学校体育大会のやりようというのはすごく意義があると思うし、一歩としては小さいかもしれませんが、すばらしいことだと。いろんな賛否両論あると思うんですけれども、踏み出すことは大きかったんじゃないでしょうか。

一方で、文化部門が僕はちょっと気になって、学校の中でも多分そうだと思いますが、集まることが全然できないので、集会なんかで吹奏楽部が演奏を披露するといった、そういうチャンスほとんどなかったと思います。生徒会活動や、委員会活動もできてないと思うんですよ。

だから、こうした文化面でも、いろんな配慮をしながら、こういういわゆるオンラインでつないでいくというやり方もあるんでしょうけれども、やっぱり直接的に少ない集団の中でも実体験する。みんなの前で披露していくという体験を工夫してやっていかないといけないかなという気がするんですよ。確かにこれはやりようとしてはいいと思うんですけども、やっぱり子どもたちの舞台として、何らかの舞台を。

これは学校にも言えることだと思うんですね。学校でも、そういったのをいろんな工夫をしながら、スポーツ、運動部門と同じように、文化部門もそれぞれ頑張って取り組んでいますので、そこはやっぱりこういうときだからこそ文化部の舞台というかスポットが当たる機会を意図的に仕組んでやらないといけないかな強く感じています。

この青年の主張大会というのは非常に楽しみですね。すばらしい発表の機会だなと思うんですけれども、こういったものをどんどんやったりとか、観客を少し精選するとか、規模をできるだけ小さくするとかいうようなやり方で、いわゆるアナログ的なやり方も模索できる分は模索して、やるという方向ですね。リスクはあるかもしれませんが、こっちの分野もやっぱり模索しないといけないし、試行錯誤も僕は必要だと思うんです。

わがままな要望かもしれませんが、ぜひぜひ市の企画としても、各学校の取組においても、そこはやっぱり目をかけていただきたいと思います。

【西本教育長】

私も、青年の主張大会というのは中身も当然なんですけど、語り口というのも非常にポイントが高いところというか、見応えがある生徒が出てきたりすると、はっとしてしまうのがあるので、原稿審査ということも大事だと思いますが、例えばビデオ審査とか、

別室で映したのを会場でとか、飛沫が飛ぶというのもあるので、今、中島委員もおっしゃったけど、何か工夫が一つあったらモチベーションというか、書いた人のあれもあるので、例えば学校で撮ったのを学校で見せるとか、何かできんかなという気はしますね。
社会教育課長。

【杉本社会教育課長】

おっしゃったとおりでありまして、いろんな方法を模索しました。今、教育長がおっしゃった動画、ビデオを撮って、語り口、思いが伝わるというところが大きくありますので、動画ができないかということも検討したんですが、学校によって環境が違うということもあって、撮り方一つで伝わり方が違うとなると平等性が取れないんじゃないかという話も出てきまして、結果としては、今回、原稿審査なんですが、通常の審査項目と少し変えまして、国語科の先生たちにもご相談しまして、例えば感銘を受けるとか、一応中身を、幾つか審査の項目を増やす形で原稿審査というふうにさせていただきました。

なので、県大会が今、検討中ですが、動画という形でされるかもしれませんが、そこについては意見交換をさせていただきたいと思っています。

【西本教育長】

それから、もう一つ、この県大会ですね。開催形式は未定ということで、これは県内各地域から選ばれて来られるわけですが、これがまだ決まっていないということは、やり方というか、ステージ発表はしないんだけど、何らかの形でやるということですよ。

社会教育課長。

【杉本社会教育課長】

5月の上旬に県の県民会議のほうからご報告いただいた内容としましては、ステージでの発表の形式は取りやめます。しかしながら、大会の趣旨に沿って、何らかの主張の形式を取り入れたいということで、その主張の形としてインターネットでの発表であるとか、そういうことを模索していますということになっております。

以上です。

【西本教育長】

ほかにございませんでしょうか。萩原委員。

【萩原委員】

わからないので質問させていただきますが今年は何人の審査員で、どういう方々が審査をされるんですか。

【西本教育長】

社会教育課長。

【杉本社会教育課長】

今回は8名の審査員によりまして、11名の入賞者を決定いたします。

【萩原委員】

例えば、どういう方々が審査をされるのでしょうか。

【西本教育長】

社会教育課長。

【杉本社会教育課長】

長崎新聞さんですとか、後援をいただいているところもあります。

【萩原委員】

分かりました。ありがとうございます。

【西本教育長】

ほかにはございませんでしょうか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

それでは、次に参りたいと思います。

④です。地区公民館のコミュニティセンター化について（経過報告）ということで、事務局から説明をお願いします。

社会教育課長。

【杉本社会教育課長】

資料は、当日配付②の1ページをご覧ください。公立公民館のコミュニティセンター化について、検討経過をご報告させていただきます。

前回、定例教育委員会のほうでご報告させていただきましたのが、本年1月の定例教育委員会の折でした。その際には、主にコミュニティセンターの運営主体をどうするかについて、地区自治協議会と意見交換を継続しているというお話をさせていただきました。

資料、上の1にありますとおり、これまでコミュニティセンター化につきましては、

誰が運営主体となるかについての検討をずっと続けてきました。

簡単に振り返りますと、まず、平成30年3月に策定しました第2期のコミュニティ推進計画に基づきまして、地区自治協議会が運営主体となる方向で検討を進めてきました。

しかしながら、ようやく全地区に設置された自治協側から、まだ自治協そのものの運営が確立できていない中でコミュニティセンターまで運営することには不安があるという声が多く聞かれました。

その声を踏まえまして、市の内部で検討しまして、10月に運営主体を地区自治協議会から新たに設立する特定目的法人に変更するという大きな方針転換の必要があるとお伝えしましたが、自治協の安定的運営の確立が優先であるとか、法人がどのようなものか分からないので、それぞれの役割分担が不明といったご意見がありまして、その後、昨年5月に、法人によるコミュニティセンターの運営については、自治協議会に十分理解いただいていないという状況と判断しまして、一旦白紙に戻して、昨年1年間かけて、自治協との意見交換を進めてきたという経緯になっています。

資料、2のほうになります。今年1月に報告をしておりますが、各自治協議会に回っているいろいろな説明をした際に、コミュニティセンター化自体には反対はしませんが、法人化ではなく、当面、市の直営、今、教育委員会ですが、この市民生活部が運営する直営での方式にしていきたいというお声が地域から多くございました。

その声を踏まえまして、先週、市の内部で協議をしまして、当面、令和3年4月から直営で運営する方向を固めまして、改めて地域のほうにその説明をしていきますということで、内容を検討しているところでございます。

めくっていただきまして、2ページになります。

教育委員会として、ここの部分が大切になってまいります。本格的には平成30年度から議論が始まっておりますが、社会教育の在り方について、今は社会教育施設であります。それがコミュニティ施設に変わったときに、社会教育をどのように担保していくかについて、教育委員会として十分に議論することが大事なこととなっております。

これまで社会教育委員の会、それから、公民館運営審議会において諮問をしまして、答申もいただいてきております。その中でいろいろ協議いただいておりますが、社会教育法を根拠とした社会教育施設として、これまで社会教育と生涯学習の拠点施設であった公民館がコミュニティ施設へ移行していくということについては、やはり大きく変わりますので、大事な案件となっております。

社会教育委員の皆様にも一定のご理解をいただいておりますが、しかしながら、やはり何のための、誰のためのコミュニティ計画なのかを考えたいというご意見が、社会教育委員の会としては、どのような運営形態となろうとも、その中で社会教育をどのように担保していけるのかというところを十分に議論したいというご意見を多くいただいております。

そこで、先日、5月19日に開催しました社会教育委員の会議においては、次の主な検討項目、五つ丸がございまして、その点につきまして、頂いた方針を基にしまして、

市の案をご説明しております。

簡単に説明しますが、まず一つ目としましては、公民館がコミュニティセンター化になった後の施設の使用料についてです。今、社会教育関係団体については、減免もしくは無料で使えるようになっておりますが、それをコミュニティセンターになった後も同じように継続をしたいというお話です。

それから二つ目、定期利用サークルは6か月前から予約ができるようになっておりますが、このような形についても継続をしていきたいというお話でした。

三つ目としまして、大事な人材の件になります。人材育成として、今、毎年3名の職員を社会教育主事講習のほうへ派遣しております。これにつきましては、今後も引き続き教育委員会として責任を持って派遣をしたいと思っておりますし、今後5年間をめどにそれぞれの社会教育主事の資格を持った職員を各センターに配置していきたいと思っております。

それから、今、社会教育課において、公民館長、それから職員の研修をしておりますが、その研修についても継続して実施をしていきたいというふうに思っております。

そのほか、人材の活用とすることで、市民生活部に移行することで市民生活部の雇用になりますので、教育委員会としての関係性を保つために、仮称でございますが、社会教育推進員といった名称で、併任の発令もできないかというふうに検討しております。

最後になりますが、今、公民館運営審議会において、公民館の運営に関する審議を行っておりますが、これにつきましては、主催講座等の社会教育に係る議論については、社会教育委員の会のほうで担保をしたいと思っております。

そのほか、コミュニティセンターの運営状況等につきましては、今後検討される所属機関等の中で検討を追ってしたいと思っております。

その社会教育委員の会議の中でのご意見としましては、高等教育、短大とか大学についても、今、地域をフィールドとした学習機会が増加してきているというので、公民館、コミュニティセンターとの連携は幅広く検討をお願いしたいというご意見もございました。

また、中では、コミュニティセンター化しても社会教育施設の一つであるということは忘れてほしくないというご意見がございました。当課としまして、この気持ちやこの思いを大事にしながら、今後検討を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

【西本教育長】

ただいまの説明につきまして、委員のほうから何かご質疑等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

それでは、次、⑤です。佐世保市PTA研修会等についてということでございます。
社会教育課長。

【杉本社会教育課長】

資料、引き続き3ページをお願いいたします。佐世保市PTA研修会等についてのご報告となります。

市P連のほうでは、通常5月の総会をはじめまして、年間を通して様々な活動をされております。しかしながら、本年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、行事等の延期、中止が多くなってございます。

まず、総会・懇親会につきましては、ご案内のとおり懇親会は中止で、総会は書面で行われております。また、それぞれの単Pの組織づくりもまだまだ遅れているところがございます。その結果、総会以降、8月までの行事につきましては、延期または中止が決まっております。本部の役員会については、情報交換のため実施されるということです。

真ん中ほど、教育委員会と市P連のほうで共催行事が幾つかございます。例年5月に開催してございました佐世保市PTA研修会、それから、例年9月開催の語らいの広場、それから、12月の音楽祭・PTA研究大会もございます。これにつきましても、音楽祭とPTA研究大会は中止が決定しております。語らいの広場、それから佐世保市のほうのPTA研修会につきましては、どちらか一方でも何らかの形で開催したいということで、今、市P連のほうと協議を進めているところでございます。

ただ、今回、市P連の行事が幾つか中止になる中で、このまま行事開催の意義が薄れるおそれがあるのではないかとということと、今、PTAに入る、入らないというようなお話もよく聞きますが、PTAそのものの存在意義も問われるような時期になっているのではないかとということで、市P連の会長以下PTAの方から、今の時間を大事にしながら、PTAとはどうあるべきかというところの議論も進めていけたらいいなという話をしております。

資料の一番下のその他のところに書いてありますが、市P連のほうでは年に3回、機関紙を発行されています。機関紙についても、行事がない分、そこに何を載せようかということも悩まれているんですが、今だからこそ、コロナの影響下での家庭教育ですね。ステイホームの中で家庭での過ごし方、いろんな工夫があっているかと思えます。そういう事例を出すとか、そういう形でPTAの在り方について検討しながらご紹介していただけるような機関紙にしたいというふうな話もされておりました。

また、一番下に書いてありますが、今後ますます学校教育課、社会教育課と市P連、三者で情報共有をしながら、今年さらに検討を進めていけたらなということでお話をしているところでございます。

以上です。

【西本教育長】

教育課からの説明につきまして、委員の皆さんからご質問等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

それでは、次です。⑥福井洞窟ガイダンス施設（仮称）制作請負契約締結の件でございます。

文化財課長。

【山口文化財課長】

資料のほうは、事前配付資料2の19ページになります。福井洞窟ガイダンス施設（仮称）制作請負契約（変更契約）締結の件といたしまして、履行期間の変更についてご説明をいたします。

この展示制作請負契約の履行期間につきましては、昨年7月4日から令和2年8月31日までとしておりましたものが、今回、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止から、4月16日に全国を対象に発出されました緊急事態宣言を踏まえまして、現場作業のほうが一時的に中断せざるを得ない状況になりました。

このようなことから工程に遅れが生じておりまして、履行期間を本年の10月31日まで延長をさせていただきたいと考えているところでございます。

続いて、20ページをお開きいただきたいと思います。

こちらは展示制作のスケジュールになっておりまして、工程表の一番上の段が当初契約、中ほどの中段が3月の変更契約、そして、今回のものが最下段ということで、網かけで変更後のスケジュールをお示ししているところでございます。

緊急事態宣言に伴う現場作業の一時中断につきましては、4月22日から6月14日の約2か月間にわたることを想定しておりまして、その期間分の工程を変更後の工程にしております。

この延長によります影響というものはほとんどないと考えておりまして、施設のオープンの時期につきましては、当初の計画どおり、令和3年春頃にはオープンできるものと考えております。

ただし、工期の工程の延長によりまして、もろもろの諸経費の増額が見込まれております。こちらの変更契約の金額も今後精査、工事の進捗等を見ながら精査を行いまして、内部でかかる増額の費用についても調整しながら、内容が確定しましたら、また改めてご報告をしていきたいと考えているところでございます。

参考までに、次のページに完成イメージをつけておりますが、ちょっと見にくいものになっておりますけれども、右上に山のようなのが描いてあると思います。こちらのほ

う天井高が非常に高く6メートルほどございまして、ここに仮設の足場をつけないと現場作業ができないという状態になっております。この一時中断に伴いまして、この仮設の足場にリース代がかさんでしまうということが今後、懸念材料ということになっていまして、その費用を今後精査しながら、次、内容確定したところで考えているところでございます。

説明は以上でございます。

【西本教育長】

ただいまの説明につきまして、委員の皆さんからご質疑等ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

それでは、次です。⑦学校再編協議スケジュール（案）についてということで、説明をお願いいたします。

教育総務部長。

【山元教育総務部長兼新しい学校推進室長】

資料は同じく事前配付資料2の22ページをお願いいたします。学校再編のスケジュールにつきましては、4月の定例教育委員会のときも概略をご説明したかと思いますが、その後、5月に入りまして、5月12日に議会の文教厚生委員会、そして5月19日には全員協議会ということで、議会のほうに私どもの再編方針をご説明させていただきました。

その際に、議会のほうからスケジュール的な資料も添付してくれというご要望が事前にごございましたので、そのときに配付した資料でございまして、4月の定例教育委員会で配ったものと若干変更もあっておりますので、その点についても説明いたします。

まず、この学校の並びは再編を進めていく上での優先順位の学校の順番ということで並べて思いますが、縦にAとBとCの学区がございまして。

まず、Aにつきましては、学校の校長先生、教頭先生にまずはお知らせすると、ご説明をするということで考えております。

そして、今度Bにつきましては、PTAの役員さん、それと地区自治協議会のほうも地域の方もいて、代表的な方に説明をするということで考えております。

一通り終わって、今度はCのほうが不特定多数といいますか、保護者であったり地域の方、多くの方と意見交換を進めていくという流れで、この三つの波で説明していこうかと考えているところでございます。

留意事項としましては、右のほうに米印で書いておりますが、※①は、当然コロナ感

染対策も考えながらすると。②につきましては、学校再編に前向きというところがあれば、そこは前倒しして進めていきたいということも頭に入れておく。それと、③につきましては、逆に協議がなかなか進まないところにつきましては、持ち越し等も想定していくということで、一定流れに沿って進めていきたいということを考えております。

そして、下から2段目の枠になりますけれども、再編への合意に至った場合は、スケジュールを確認した学校から通学区域審議会の諮問を行うなど、事務作業に入っていく。至らない場合は、引き続き状況に応じて協議を継続、あるいは延期などの判断をするということで、これを令和2年度、今年度ですね、それと令和3年、来年度の2年かけて進めていくということで議会のほうに説明をいたしております。

私のほうからは以上です。

【西本教育長】

それでは、今の報告につきまして、委員さんのほうからご意見、ご質疑等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

スケジュールはパターン化されたものですので、このとおりにはないと思いますが、やり方を知っていただく上でつくったということでご理解いただければと思います。

私から一つお願いなんです、実は前回、全員協議会で全議員さんにこのことについて説明をしたときに、ある市議会議員さんが、せっくなのに教育委員さんが見えじゃないというのはちょっと残念だとおっしゃられました。というのは、昔は教育委員長さんがいらしたもんですから、私は事務方ですけども、教育委員長さんが議場や、全員協議会に出ていたんですね。それで、顔をよく知らない議員さんがたくさんいるので、やっぱり出てきてほしかったというふうなお話がありました。

私がそういうふうにお願ひすればよかったんですけど、言われてみればそうだなという気もいたしましたので、なかなか議会に対して委員さんたちが顔をみせる場面がありませんので、お話をさせていく中で、経過報告をしている場面がどこかであるだろうと。もし、そこで経過報告を全員協議会の中で、今どこまで進んでいますよというふうなことがあるとするならば、その場面に教育委員さんにご出席いただけないかというお願いがありましたので、いつになるか分かりませんが、おそらく9月か10月あたりになるんじゃないかなと思います。

日程が決まりましたら、議会も出てこられる方だけでいいですからというお話でしたから、そういうときにお知らせをして、ご出席をお願いすることもあるかもしれませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

それで、よろしゅうございますね。

【全委員】

ありません。

その後、次回開催予定日を確認し、終了となった。

----- 了 -----